

19 世紀イタリアの美術品市場におけるコンフリクト
-カルロ・クリヴェッリの祭壇画売却をめぐる-

調査の背景、趣旨

19 世紀のイタリアでは国内の動乱の影響もあり、数多くの美術品が売却され世界各地に散らばった。本研究は、イタリア中部マルケ地方のルネサンス絵画、特にカルロ・クリヴェッリの祭壇画作品が近代の動乱期に国際的な美術品市場と接触する中で生じたコンフリクトの諸相を明らかにするものである。

カルロ・クリヴェッリは 15 世紀後半にマルケ地方で活動し、およそ 30 点の祭壇画を制作した。これらの祭壇画の多くは 19 世紀初頭まで本来の設置場所の聖堂や修道院などに放置されていたが、1811 年から 1870 年の間に教会関係者や地元の有力者によりその市場価値が「発見」され、パネル毎に解体された後、次々に国内外へ売却された。これまで祭壇画売却の経緯は明らかにされていなかったが、申請者は 2009 年 4 月と 12 月の調査で、ローマとアスコリ・ピチエーノの国立古文書館において祭壇画売却申請記録（1855-58 年）を確認した。売却記録からは、絵画作品を含む文化財の保護体制が整いつつあったイタリアで、絵画の売却を望んだ地元の売り手側と、それを阻止しようと嘆願書を提出した地元住人の対立、作品審査を行い売却の是非を審議したアスコリ・ピチエーノ文化財委員会の活動を見て取ることができる。

イタリア教皇庁は 1820 年に美術品、考古学遺物に関する法令を発布し、聖堂や個人が所有する絵画を売却する際には、中央へ許可申請することを義務づけた。これは前世紀から続いていた海外への美術品流失を懸念したためで、初期ルネサンス絵画も初めてその対象となった。イタリアではクリヴェッリに限らず、祭壇画の解体・流失という現象は見られるが、分解の時期や状況が明らかな例は少ない。クリヴェッリの祭壇画は商品としての価値発見が比較的遅く、売却申請が法律で義務づけられた後にも解体が進んだため、教皇庁に対する売却許可申請書や、教皇庁の許可なしに売却したことに対する嘆願書など祭壇画売却をめぐる交渉過程を史料から読み解くことができる、数少ない事例である。先行研究で看過されてきたこれらの史料は、祭壇画のオリジナルの姿を知るだけでなく、19 世紀イタリアの美術品保護の実態を知る上でも重要な手掛かりとなる。

調査の内容

・調査場所

マチエラータ国立古文書館（カメリーノ分館を含む） Archivio di Stato di Macerata

アンコーナ国立古文書館 Archivio di Stato di Ancona

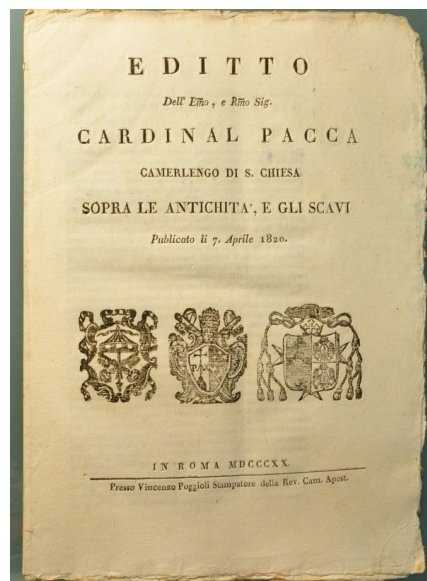
アスコリ・ピチエーノ国立古文書館 Archivio di Stato di Ascoli Piceno

ローマ国立古文書館 Archivio di Stato di Roma

・調査期間 2010年8月23日～10月3日

今回の調査ではマルケ地方の町カメリーノとアンコーナの古文書館が所蔵する売却・輸出記録、およびそれに対応するローマ国立古文書館所蔵の売却記録を対象とした。また、調査の過程でアスコリ・ピチエーノ古文書館所蔵の史料を確認する必要が生じたため、アスコリ・ピチエーノ古文書も調査対象に加え、マルケ地方内三館での調査を並行して行った。なお、調査に際しては、マチエラータ大学美術史学のアンジェラ・モンティローニ元教授とグラツィア・ノヴェルガーニ教授の助言を受けた。

これらの調査により、（1）フォルチエにあったクリヴェッリ三連祭壇画売却に関する史料（1826年）、（2）マッサ・フェルマーナでのクリヴェッリ祭壇画不法売却に関する史料（1838-40年）、（3）クリヴェッリの《マッサ・フェルマーナ多翼祭壇画》売却申請（1857年）を発見し、さらに1820年ローマ教皇庁が美術品保護のために制定した法令、通称パッカ枢機卿による法令〔右写真〕を確認した。



（1）フォルチエにあったクリヴェッリ三連祭壇画売却に関する史料（1826年）では、アスコリ・ピチエーノ近郊の小村フォルチエのサン・フランチェスコ聖堂に置かれていたクリヴェッリによる三連祭壇画が、司祭とアスコリ・ピチエーノの有識者イニャツィオ・カンタラメッサを介して不法に売却された案件を見ることができる。1820年のパッカ枢機卿の法令により各地方の教皇管轄庁は文化財委員会を設置し、聖堂保有の美術品の管理にあたることが定められていたが、アスコリ・ピチエーノでは当時まだ文化財委員会の準備段階だった。そのため、この時期にはアスコリ・ピチエーノの教皇管轄庁を通して中央である教皇庁と、司祭およびカンタラメッサの間に生じた、祭壇画をめぐる対立を確認できる。

（2）マッサ・フェルマーナでのクリヴェッリ祭壇画不法売却に関する史料（1838-40年）では、マッサ・フェルマーナ近郊の修道院が保管していたクリヴェッリ祭壇画〔注：正確にはカルロの弟ヴィットーレ・クリヴェッリによる作品〕を司祭が無断で売却したことに対し、マッサ・フェルマーナの村民が教皇庁に提出した嘆願書を確認できる。村民たちの名義で提出されたこの嘆願書には、祭壇画が村に必要であることが主張されていた。祭壇画はローマの古物商に売却されていたが、その後教皇庁よりパッカ枢機卿による法令違反と判じられ、修道院に買い戻されている。また、この文書にはクリヴェッリ以外の作品の不法売却に

に対する嘆願書も2通添付されており、作品をもとの聖堂に返すべきと主張する村の有識者からの意見書が提出されていた。これらの事例からは、美術品売却の制度が地方にも浸透しはじめた時期、村の住人が聖堂の美術品を自村の財産と認識し始めたこと、それにより聖堂の財産を売却しただけと考える司祭と、村の財産を守りたい村民側との間に対立が生じていたことを看取できる。

(3) クリヴェッリの《マッサ・フェルマーナ多翼祭壇画》売却申請（1857年）では、パッカ枢機卿の法令に従い教皇庁に提出された売却許可申請を確認できる。マッサ・フェルマーナの司祭は祭壇画をローマで売却しようと許可を求めたが、祭壇画の注文主であったアツゾリー二家の子孫により反対意見が提出され、売却申請は却下された。この事例では、聖堂の美術品売却のための許可申請制度が浸透していたこと、そして申請中に売却反対の意見書が提出、中央で審議されたことが見て取れる。

申請者が確認したこれらのマルケ地方の美術品売却に関する未刊行史料は、近代イタリアの政治動乱期、ルネサンス美術品流出をめぐるコンフリクトの実態を検証できるものである。流出美術品をめぐる対立は、美術品保護法令が整備されるまでは中央の教皇庁と司祭の間に生じていたが、整備後には村の住人や地方の教皇管轄庁と、司祭との間に見られるようになった。このコンフリクト構造の変化は、美術品売却に関する法令が各町の聖堂レベルでは周知されていなかったことに加え、地方の住民が徐々に「美術作品」としてクリヴェッリ祭壇画を認識し始めたことが介在しているためと考えられる。

近年、流失美術品の返還をめぐる、エジプトを中心とした「被害国」とイギリスなどの「保有国」間に生じたコンフリクトが世界的に注目されている。イタリアでも19世紀初頭のナポレオン接收美術品返還運動（1815年、アントニオ・カノーヴァの指揮のもと、フランスから教皇領へ返還）などに関する研究がすすめられ、特にマルケ地方では、過去に流出したクリヴェッリの祭壇画を「里帰り」させた展覧会（1996年アスコリ・ピチエーノでの《受胎告知》展、2011年カメリーノで開催予定の《カメリーノの聖ドメニコ祭壇画》展など）が開催され、流失美術品の目録（『分散したマルケ』、2005年）が発行されるなど、流失美術品に対する関心は高く、中にはその返還を求める論調も散見できる。返還を求める側が主張するように、違法・不当に強奪され国内外に流出した美術品は確かに多いものの、一方で19世紀中頃には合意や売買により獲得され流出していった美術品も少なくない。本研究では、強奪されることなく当事者の合意のもと流失した美術品、特にカルロ・クリヴェッリの祭壇画作品の売却時の状況を史料調査によって解明し、売却時にも美術品をめぐるコンフリクトが存在したことを明らかにできた。また、美術品売却をめぐる嘆願書や通達を読み解くことで、1820年代には地方の有力者や聖堂関係者が美術品の売却を望み、中央官庁である教皇庁が法令でこれを禁じようとしたのに対し、マルケ地方に文化財委員会が設置され美術品保護体制が整ってからの1830年代～50年代には、売却を望む聖堂関係者とそれを阻止しようとする地方の自治体や有識者、という対立構造の変化も確認することができた。本研究により明らかになった美術品売却時のコンフリクトは、19世紀の美術品流通の実態を明らかにするだけでなく、現在の美術品返還をめぐるコンフリクトの解決にも寄与できるものであろう。